

小山工業高等専門学校企画戦略会議規程

制 定 平成27年11月11日

最終改正 令和8年9月9日

(趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）運営組織規則第11条第2項の規定に基づき、本校企画戦略会議（以下「企画戦略会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 企画戦略会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 総務主事，教務主事，学生主事，寮務主事，研究主事及び国際主事
- 三 専攻科長
- 四 事務部長
- 五 総務課長及び学生課長

(審議事項)

第3条 企画戦略会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 本校の将来計画に関すること。
- 二 年度計画に関すること。
- 三 教育研究活動の基本的施策に関すること。
- 四 概算要求事項に関すること。
- 五 予算計画及び決算報告に関すること。
- 六 施設整備・環境整備に関すること。
- 七 運営会議に諮るべき事項の整理に関すること。
- 八 その他本校の運営についての重要事項に関すること。

(会議)

第4条 校長は、企画戦略会議を招集し、その議長となる。

- 2 企画戦略会議は、原則として毎月2回開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 3 校長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第5条 企画戦略会議に必要な応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、企画戦略会議が別に定める。

(事務)

第6条 企画戦略会議の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、企画戦略会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校総務会議規程（平成16年4月1日制定）、小山工業高等専門学校企画室規則（平成14年3月13日制定）、小山工業高等専門学校将来計画検討ワーキンググループ設置要項（平成26年12月10日制定）、小山工業高等専門学校予算委員会規程（平成16年4月1日制定）及び小山工業高等専門学校レクリエーション委員会規程（昭和46年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校環境整備委員会規程（平成16年4月1日制定）及び小山工業高等専門学校教育研究推進委員会規程（平成22年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年9月9日から施行する。

小山工業高等専門学校運営会議規程

制 定 昭和56年4月1日
最終改正 令和8年9月9日

(趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）運営組織規則第12条第2項の規定に基づき、本校運営会議（以下「運営会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 本校の運営組織の設置・廃止に関する事項
- 二 他の運営組織の所管に属さない事項
- 三 校務運営上重要でかつ連絡・調整を要する事項

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 総務主事，教務主事，学生主事，寮務主事，研究主事及び国際主事
- 三 専攻科長
- 四 各学科長及び一般科長
- 五 図書情報センター長
- 六 情報科学教育研究センター長
- 七 地域イノベーションサポートセンター長
- 八 総合学生支援センター長
- 九 ものづくり教育研究センター長
- 十 グローバル教育センター長
- 十一 教育高度化センター長
- 十二 教育研究技術支援部長
- 十三 事務部長
- 十四 総務課長及び学生課長
- 十五 その他校長が必要と認める者

(会議)

第4条 運営会議は、校長が招集し、主宰する。

2 運営会議は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

3 校長が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 運営会議に関する事務は、総務課が処理する。

附 則

- 1 この規程は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校連絡会規則は、廃止する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年9月9日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

小山工業高等専門学校危機管理要領

制 定 平成 23 年 5 月 18 日
最終改正 令和 8 年 9 月 9 日

(目的)

第1条 この要領は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本校における危機管理体制、対処方法等を定めることにより、本校の学生、教職員（非常勤教職員を含む。以下同じ）、保護者及び地域（以下「学生等」という。）の安全確保を図るとともに、本校の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(危機管理の対象)

第2条 前条の目的を達成するため、この要領に定める危機管理の対象とする事象（以下「危機事象」という。）とは、本校として組織的・集中的に対処することが必要な次の各号の一に該当するものとする。

- 一 学生等の安全に係わる重大な事態
- 二 教育研究活動等の遂行に支障となる重大な事態
- 三 本校に対する社会的信頼を損なう事態
- 四 施設管理上の重大な事態
- 五 その他前各号に類する重大な事態

(危機管理のための校長等の責務)

第3条 校長は、本校における危機管理を統括する責任者であり、全学的な危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 総務主事、教務主事、学生主事、寮務主事、研究主事、国際主事及び事務部長は、校長を補佐し、全学的な危機管理の推進に努めなければならない。
- 3 一般科長、各学科長、専攻科長、各センター長は、当該一般科、各学科、専攻科、各センター（以下「学科等」という。）における危機管理責任者であり、当該学科等の危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 教職員は、常に危機管理意識をもって、その職務の遂行に当たるものとする。

(リスク管理室の設置)

第4条 校長の下にリスク管理室を設置する。

- 2 リスク管理室は、本校の危機管理に関して総括し、危機管理体制の充実に努め、校長の指揮の下に、対処に必要な危機管理に当たるものとする。
- 3 リスク管理室の構成は、次のとおりとする。
 - 一 校長
 - 二 総務主事、教務主事、学生主事、寮務主事、研究主事、国際主事及び専攻科長
 - 三 事務部長
 - 四 総務課長及び学生課長
 - 五 その他校長が指名する者
- 4 前項第二号から第五号に掲げる者をリスク管理員とする。
- 5 リスク管理室に室長を置き、校長をもって充てる。
- 6 リスク管理室に室長を補佐するために副室長を置き、総務主事をもって充てる。
- 7 リスク管理室の事務は、総務課が処理する。

(リスク管理室の業務等)

第5条 リスク管理室は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 想定される危機事象に関する情報（校内外の動向等を含む。）の収集及び分析
- 二 想定される危機事象の具体的な検討，対応策の立案
- 三 対策本部の組織体制及び活動内容等の策定
- 四 危機管理ガイドライン及びマニュアル等の策定・見直し及び周知
- 五 緊急時における情報伝達体制の整備及び周知
- 六 学生等に対する適切な情報提供
- 七 教職員及び学生への教育・研修・訓練等に係る企画・立案・実施
- 八 危機管理に関する高専機構リスク管理本部との相互連携
- 九 その他危機管理に係る必要な事項の実施

2 リスク管理室は、法令及び関係する本校規則等に従い，学生等が本校及び本校以外に起因する危機により災害を被ることがないように常に配慮しなければならない。

(リスク管理室員以外の出席)

第6条 リスク管理室長が必要と認めたときは、リスク管理室以外の者を審議に出席させ，当該事項について意見を述べさせることができる。

(危機事象に関する通報等)

第7条 教職員は，緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生する危険性を察知した場合は，直ちにリスク管理室員に通報しなければならない。

2 リスク管理室員は，前項の通報を受け，又は自ら危機事象を察知した場合は，直ちに室長に連絡するとともに，当該危機事象の状況を確認し，室長と対処方針を審議しなければならない。

(対策本部の設置)

第8条 校長は，危機事象の対処のために必要と判断する場合は，直ちに当該事象に係る対策本部を設置するものとする。

2 対策本部の構成は，次のとおりとする。

- 一 本部長は，校長をもって充て，対策本部の業務を統括する。
- 二 副本部長は，総務主事をもって充て，本部長を補佐する。
- 三 本部員は，リスク管理員及び本部長が指名する者をもって充てる。

3 対策本部の事務は，総務課が主管し，学生課から事務部長が指名する者が参画する。

4 対策本部は，原則として危機事象の終了をもって解散する。

(対策本部の権限等)

第9条 対策本部は，本部長の指揮の下に，迅速に危機事象に対処しなければならない。

2 教職員及び学生は，対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は，危機事象への対処に際し，緊急を要する場合には本校の学内規定等により必要とされる手続の省略を行うことができる。

4 前項の場合，対策本部は危機事象への対処終了後，対処内容及び結果等を運営会議に報告するものとする。

(高専機構リスク管理本部等との連携)

第10条 対策本部は，危機管理を総合的かつ有機的に実施するため，高専機構リスク管理本部と相互連携を図るものとする。必要に応じて関係行政機関及び保護者等と連携して対応するものとする。

(本部長又は副本部長が不在の場合の措置)

第 11 条 本部長が出張等により不在の場合は、副本部長が危機管理に対処するものとして、副本部長も出張等により不在の場合は、教務主事が危機管理に対処するものとする。

2 前項の規定により難しい場合は、第 4 条第 3 項のリスク管理員記載順に基づく学生主事以降の者が危機管理に対処するものとする。

(秘密保持の義務)

第 12 条 本校のリスク管理又は危機対策に関する業務に従事する教職員は、その業務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 9 月 9 日から施行する。

小山工業高等専門学校法人文書管理規程

制 定 平成 13 年 4 月 1 日

最終改正 令和 8 年 9 月 9 日

(目的)

第 1 条 小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における法人文書の管理については、独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 107 号。以下「機構規則」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書ファイル保存要領及び集中管理の推進に関する方針について（平成 23 年 4 月 1 日総括文書管理者決定。以下「機構保存要領」という。）及びその他の法令に基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において「法人文書」及び「法人文書ファイル等」とは、機構規則第 2 条第一号及び第二号に規定するものをいう。

2 この規程において「学科等」とは、各学科、一般科、専攻科、図書情報センター、情報科学教育研究センター、地域イノベーションサポートセンター、総合学生支援センター、ものづくり教育研究センター、グローバル教育センター及び教育高度化センターをいう。

(管理体制)

第 3 条 機構規則第 6 条第 1 項に規定する主任文書管理者が指名する文書管理者は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 総務課 総務課長
- 二 学生課 学生課長
- 三 教育研究技術支援部 教育研究技術支援部長
- 四 学科等 学科等の長

2 本校の各課及び教育研究技術支援部に、文書管理者を補佐するために文書管理担当者を置く。

3 文書管理担当者は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 総務課 総務係長及び財務係長
- 二 学生課 教務係長
- 三 教育研究技術支援部 技術長

(保存期間)

第 4 条 機構規則第 14 条第 1 項に規定する主任文書管理者が定める標準文書保存期間基準は、別表第 1 のとおりとする。

(保存方法)

第 5 条 機構保存要領第 1 項（2）①に基づく主任文書管理者が指定する書庫は、次のとおりとする。

- 一 総務課倉庫、学生課倉庫
- 二 その他、文書管理者が定める書庫又は書棚

第6条 機構保存要領第1項(4)①に基づく紙文書の保存における背表紙は、別紙様式によるものとする。

(移管又は廃棄)

第7条 保存期間が満了した法人文書ファイル等は、独立行政法人国立公文書館に移管または保存期間を延長するものを除き、別表第2の様式に所要事項を記載し、主任文書管理者の決裁を経て廃棄するものとする。

2 前項の規定により廃棄するものとされている法人文書ファイル等のうち、本校の沿革等、歴史的に重要な文書の取扱いについては、主任文書管理者が別に定めるものとする。

3 第一項の規定により廃棄する法人文書ファイル等は、記録媒体の種別により、次の方法により処分するものとする。

- 一 紙によるものにあつては、復元不可能なまでに裁断処分等
- 二 電子情報等によるものにあつては、初期化により消去処分等
- 三 校外処分を要するものについては、総務課用度係に引き継ぐ

4 廃棄する法人文書ファイル等に不開示情報が記録されているときは、当該不開示情報が漏えいしないようにしなければならない。

(保存期間の延長)

第8条 文書管理者は、次の各号に掲げる法人文書ファイル等について、当該法人文書ファイル等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該法人文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する法人文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。

- 一 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間
- 二 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの
当該訴訟が終結するまでの間
- 三 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの
当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間
- 四 開示請求があつたもの 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第9条各項の決定の日の翌日から起算して1年間

2 文書管理者は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、その職務の遂行上必要があると認めるときには、その必要な限度において、一定の期間を定めて法人文書ファイル等の保存期間を延長することができる。

3 文書管理者は、前項の規定に基づき、保存期間及び保存期間の満了する日を延長した場合は、延長する期間及び延長の理由を主任文書管理者を通じ、総括文書管理者に報告しなければならない。

(事務)

第9条 法人文書管理に関する事務は、総務課において行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、法人文書の管理について必要な事項は、主任文書管理

者が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校文書保存規則（昭和 45 年 1 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 11 月 14 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 8 日から施行し、平成 25 年度以降に作成又は取得した法人文書から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 10 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 9 月 9 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

・小山工業高等専門学校個人情報管理規程

制 定 平成28年10月12日

最終改正 令和8年9月9日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における個人情報の管理については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（以下「機構規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構保有個人情報の開示等に関する取扱規則（以下「取扱規則」という。）及びその他の法令に基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「学科等」とは、各学科、一般科、専攻科、図書情報センター、情報科学教育研究センター、地域イノベーションサポートセンター、総合学生支援センター、ものづくり教育研究センター、グローバル教育センター及び教育高度化センターをいう。

(管理体制)

第3条 機構規則第6条に規定する保護管理者は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 総務課 総務課長
- 二 学生課 学生課長
- 三 教育研究技術支援部 教育研究技術支援部長
- 四 学科等 学科等の長

2 機構規則第7条に規定する保護担当者は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 総務課 総務係長及び財務係長
- 二 学生課 教務係長
- 三 教育研究技術支援部 技術長
- 四 学科等 学科等の長が指名する者

(個人情報相談窓口)

第4条 本校に、取扱規則第2条第2項及び第18条第2項に規定する窓口として、個人情報相談窓口を設置するものとする。

2 個人情報相談窓口は、総務課総務係に置く。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、本校の所有する個人情報の適切な管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年10月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 9 月 9 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

小山工業高等専門学校名誉教授称号授与規程の運用について

校長裁定	昭和 53 年 4 月 1 日
一部改正	昭和 60 年 4 月 1 日
一部改正	平成 2 年 2 月 14 日
一部改正	平成 11 年 6 月 15 日
一部改正	平成 15 年 4 月 1 日
一部改正	平成 16 年 4 月 1 日
一部改正	平成 19 年 4 月 1 日
一部改正	平成 20 年 4 月 1 日
一部改正	平成 23 年 2 月 1 日
一部改正	平成 29 年 4 月 1 日
一部改正	平成 30 年 3 月 7 日
一部改正	令和 6 年 3 月 13 日
一部改正	令和 8 年 9 月 9 日

1 小山工業高等専門学校名誉教授称号授与規程（以下「規程」という。）第 3 条の運用については、校長又は教授として離職するとき、次の基準によるものとする。

- (1) 本校の育成発展に特に功労のあった校長
- (2) 本校に教授として勤務した年数に、規程第 2 条第 2 項本文の規定により算出した勤務年数及び副校長、校長補佐、主事、専攻科長、学科長（旧学科主任）、図書情報センター長（旧図書館長）、情報科学教育研究センター長、地域イノベーションサポートセンター長（旧地域連携共同開発センター長、旧地域共同開発センター長、旧工業安全教育研究センター長）、ものづくり教育研究センター長（旧実習工場長）、総合学生支援センター長、グローバル教育センター長（旧国際交流センター長）又は教育高度化センター長（以下「副校長等」という。）として勤務した年数を加えた年数が 20 年以上の者
- (3) 本校に教授として勤務した年数に、規程第 2 条第 2 項本文の規定により算出した勤務年数を加えた年数が 15 年以上の者で、独立行政法人国際協力機構等の組織する国際教育協力を派遣された者
- (4) 第 2 号及び第 3 号には満たないが、副校長等を歴任し、本校の育成発展に特に功労のあった者で、本校の助教の期間（平成 19 年 4 月 1 日一部改正前における助手としての在職は、助教としての在職とみなす。）及び他の高等教育機関又は研究機関において教育・研究に携わった期間がある場合、当該期間の 2 分の 1 の年数に第 2 号により算出した期間を加えた年数が 20 年以上の者
- (5) 本校に教授として勤務し、教育上又は学術上顕著な功績をおさめ表彰された者
- (6) 文化勲章令（昭和 21 年勅令第 9 号）、文化功労者年金法（昭和 26 年法律第 125 号）、日本学士院法（昭和 31 年法律第 27 号）の規定による受章者、日本学士院法により日本学士院会員に選定された者又はこれに準ずる者

- 2 前項各号に該当する離職者があつたときは、校長は運営会議に諮り、その意見を参考にして決定するものとする。

小山工業高等専門学校教員表彰規則

制 定 平成 23 年 4 月 1 日

最終改正 令和 8 年 9 月 9 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教員で教育，研究，学生指導，地域連携及び国際交流等に関して，特に顕著な功績を挙げた者を表彰するため定めるものである。

(表彰対象者)

第 2 条 表彰対象者は，全教員とする。ただし，第 4 条に規定する表彰選考委員会委員は除くものとする。

(表彰候補者の推薦)

第 3 条 表彰候補者の推薦は，主事，専攻科長及び事務部長が別紙様式 1 により校長に推薦するものとする。

(表彰選考委員会)

第 4 条 表彰選考委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織し，校長を委員長とする。

- 一 校長
- 二 総務主事，教務主事，学生主事，寮務主事，研究主事，国際主事
- 三 専攻科長
- 四 事務部長

(被表彰者の選考)

第 5 条 被表彰者の選考は，表彰選考委員会の議を経て，校長がこれを決定する。

(表彰の条件)

第 6 条 表彰は，各年度原則 5 名以内とする。

2 本規則により受賞歴のある教員にあっては，受賞次年度から 2 年間は表彰の対象から除くものとする。

(表彰)

第 7 条 表彰は，校長が別紙様式 2 による表彰状を授与することにより行う。

(事務)

第 8 条 表彰に関する事務は，総務課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか，表彰の実施に関し必要な事項は，校長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校教職員表彰規則（平成 16 年 9 月 15 日制定）は，廃止する。

附 則

この規則は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 9 日から施行する。

別紙様式 1

年 月 日

小山工業高等専門学校長 殿

役 職 名
推薦者氏名

小山工業高等専門学校「教員被表彰者」の推薦について

このことについて、下記の者を小山工業高等専門学校教員被表彰者として推薦します。

記

氏 名				
所 属		職 名		
規則第 1 条 の該当項目	1 教育 5 国際交流	2 研究 6 その他	3 学生指導	4 地域連携
推 薦 理 由				

表 彰 状

氏 名 殿

あなたは本校の教員として に関して特に顕著な功績を挙げました
よってここに表彰します

年 月 日

小山工業高等専門学校長 ○ ○ ○ ○ 印

小山工業高等専門学校地域イノベーションサポートセンター規則

制 定 平成 20 年 4 月 1 日
最終改正 令和 8 年 9 月 9 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）運営組織規則第 10 条第 2 項の規定に基づき、本校地域イノベーションサポートセンター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- 一 産学官連携に関すること。
- 二 地域企業等との技術相談に関すること。
- 三 共同研究、受託研究及び受託試験の実施に関すること。
- 四 地域企業等と連携した共同教育の促進支援に関すること。
- 五 研究の推進及び外部資金の獲得に関すること。
- 六 公開講座に関すること。
- 七 地域の教育文化活動及び生涯学習活動等の支援に関すること。
- 八 地域産業のイノベーションの推進及び人材育成に関すること。
- 九 学生の地域活動等の支援に関すること。
- 十 サテライト・キャンパスに関すること。
- 十一 センターの施設・設備の管理運営に関すること。
- 十二 その他センターが必要と認めること。

(部門)

第 3 条 センターに業務遂行のための組織として、次の部門を置く。

- 一 産学官連携部門
- 二 研究開発部門
- 三 教育文化活動支援部門

(重点研究推進チーム)

第 3 条の 2 センターに重点研究分野の研究を推進するための組織として、校長が定める分野ごとに重点研究推進チームを置くことができる。

(センター長)

第 4 条 センターに、地域イノベーションサポートセンター長（以下「センター長」という。）を置き、研究主事をもって充てる。

2 センター長は、第 2 条の業務を掌理する。

(副センター長)

第 5 条 センターに、地域イノベーションサポートセンター副センター長（以下「副センター長」という。）を置き、本校専任教員のうちから校長が指名する。

2 副センター長は、センター長を補佐するとともに、第 3 条に定める当該部門又は第 3 条の 2 に定める重点研究推進チームの業務を統括する。

3 副センター長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、重点研究推進チームの業務を統括する副センター長の任期は、2 年とすることができる。

(センター員)

第 6 条 センターの業務を円滑に行うために、次の各号に掲げる地域イノベーションサポートセンター員（以下「センター員」という。）を置く。

- 一 各学科及び一般科から各 1 名
- 二 総務課長
- 三 教育研究技術支援部技術長

四 教育研究技術支援部技術室第3グループ長

五 その他校長が必要と認めた者

- 2 センター員は、第2条に定める業務の企画立案及びその業務の遂行に当たる。
- 3 センター員の所属部門は、センター長が別に定める。
- 4 第1項第一号及び第五号のセンター員は、校長が指名する。
- 5 前項のセンター員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター職員)

第7条 センターに、センター担当の技術職員（以下「センター職員」という。）を置く。

- 2 センター職員は、センター長の指示を受けて第2条の業務を遂行する。

(設備担当者)

第8条 センター設備の安全運用及び保全管理を行うために設備ごとに設備担当者を置く。

- 2 設備担当者は、本校の専任教員のうちからセンター長が依頼する。

(運営委員会)

第9条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、小山工業高等専門学校地域イノベーションサポートセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 センターに関する事務は、総務課及び教育研究技術支援部の技術室第3グループが協力して行う。

(雑則)

第11条 センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校地域共同開発センター規則（平成15年4月1日）は廃止する。
- 3 小山工業高等専門学校地域連携室規則（平成13年5月1日）は廃止する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 9 日から施行する。